

三 監 第 1 5 7 号  
平 成 2 8 年 3 月 3 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成28年1月4日付で收受しました地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。



約の承認、役員承認、予算、活動方針等の承認がないため、組織としての存立の資格がないという状態である。新規加入の承認基準(1)から(6)までの重要な基準を満たしていないため新規加入を承認できない状態であり、このことについて証拠を提示して申し立てる者がいるにもかかわらず、承認基準を満たしたとして加入承認し、平成27年10月30日に本件コミュニティ部に対して、本件連合会に加入していることが条件とされている行政事務委託（以下「本件委託」という。）に係る委託料（以下「本件委託料」という。）86,420円を支払われたことは不当な支出である。三田市長は、返戻措置をとる必要があるため監査を請求する。

過日の類似の監査請求に対して、本件委託業務の履行があるので支出したという監査結果が出されているが、そもそも本件委託業務は、本件連合会と委託契約を締結してなされるもので、法的に委託できない者に委託すること自体が不当であると主張する。また、本件コミュニティ部の新規加入の承認の手続を詳細に調べると、三田市の承認がどこにもないことが判明した。行政としての承認がないのに、公金が支出されるのは不当な措置である。

平成27年7月12日に本件連合自治会理事会において、さらに、同年9月9日に本件連合会において、本件コミュニティ部の新規加入が、外観上、承認された。しかし、下記に詳述するように、本件コミュニティ部は、本件連合会に加入できる資格のない組織であり、承認が無効であると申し立てる。

#### ア 本件コミュニティ部に加入資格がないとする理由その①

平成27年7月12日の本件連合自治会理事会議事録について、請求人は、この理事会を傍聴していた。この議事録は、本件連合自治会の理事会の議事を記録したもので、この後、加除修正が行われている最中のものである。なぜか、議題が「マンション管理組合の市連合会への加入について」となっており、本件連合自治会への加入審議が飛ばされている。平成26年12月14日の本件連合自治会理事会において承認済と解すると、平成27年1月14日の本件連合会の運営役員会で、規約の不備を指摘されていることから、遡って、平成26年12月14日の本件連合自治会においても不備となる。そもそも、平成26年度の組織と平成27年度の組織は、構成員が異なるため、まったく別のものである。また、「マンション管理組合」と記載され、議事録にあるとおり修正が入っている。

議事録には、本件コミュニティ部の「総会は開催していない」、構成員は「242名」と明言されている。理事会開催時に提示された資料では、構成員は「区分所有者+賃借人」とあり、区分所有法に規定される管理組合とは別個の組織であり、242名は、本件マンション全戸の強制加入と推察している。別の見方をすると、構成員であることの承認を得ないで、

全員加入とされていると推察している。議案書もなく、総会もなく、規約が決定した、役員が決定したとされている。「総会は開催していない。」というのは、本件コミュニティ部の役員自身の発言であり、新規加入の承認基準(1)から(6)までの重要な基準を満たしていないのに、承認を求めることは、この理事会の不当な進行を明示している。しかも、別の議案である敬老会の討議の最中に、必要書類がバインダーに一括された状態で回覧され、理事全員が一斉に閲覧、審査できる状況ではなかった。つまり、一斉に審議などできない状態である。この理事に、新規加入の審議の責任を問える状況ではないというのが傍聴時の感想である。

イ 本件コミュニティ部に加入資格がないとする理由その②

平成27年8月2日新コミセン建物報告会メモ（以下「本件報告会メモ」という。）について、請求人は、この報告会に出席し、発言している。本件報告会メモは、録音していなければ記録できないようなレベルの内容でまとめられている。また、本件報告会メモは本件連合自治会コミセン管理運営委員会委員が、連合サイドの観点から記載しているため、内容に反論したいものが多々あるが、今回はそのことよりも、連合の会長の発言に注目する。さらに、発言者の氏名を記載して本件報告会メモをまとめ、理事会にて理事全員に配布したことを重く見る。氏名を記載して、本件報告会メモを提示することは、その発言者は、発言内容にしっかりとした責任を持つことを要求される。次の2つの発言を取り上げる。

(ア) 本件連合自治会会長の「本件連合自治会総会でも確認済」という発言

何を総会で「確認済」なのか。請求人は、ずっと、本件連合自治会会則第12条に規定されている総会をもって、合意を得るように訴えているが、いつの間に、総会で確認されたのか。請求人は、平成27年4月12日の本件連合自治会の総会を傍聴していた。資料を配付したら、合意の確認、議決したことになるのか。こんな、ウソの発言の本件報告会メモを理事全員に配布するのか。これにより、理事が大きな誤認をしてしまう。地域住民にも影響が出る。これを三田市の関係職員が見たら、間違った行動を起こしてしまう。平成27年10月9日に三田市がとった行動がまさにこのことである。

詳細に読むと、「確認済」であって、合意済ではない。平成27年7月12日に本件コミュニティ部の新規加入が外観上承認されている。つまり、平成27年4月12日の本件連合自治会の総会時には、本件コミュニティ部は加入していない。何を確認できたのか。さらに、平成27年4月12日に「確認済」ということは、それ以前に合意を得た場が存

在しないといけませんが、①本件コミュニティ部は加入していない、②本件地区内の高層住宅地区は訴訟中、③本件地区内の4丁目自治会は平成26年度に役員を派遣していないという状況のどこで合意を得たのか、という新しい指摘が出てくる。「確認済」は、会長が記名されて記載されている発言である。

(イ) 請求人の「本件コミュニティ部は7月6日現在、本件連合自治会に加入資格がない。」、本件連合自治会会長の「・・・」という発言

加入できていない本件コミュニティ部の合意をどのようにして得たのかという肝心の発言が、本件報告会メモから消されている。「うるさい!」、「コミセン建て替えと関係ない!」の発言を記録に残し、理事全員に配布する価値を主張するのであれば、数回繰り返した、「回答がない。」という正当な主張こそ、数回分記載するべきである。「回答がない。」、「回答がない。」、「回答がない。」、「回答がない。」これくらいは言った。こんなものを記録として採用するから問題なのである。「加入できていません。合意をどのように得たのか。」という問いかけに対して「○○○により合意を得ている。」と回答できないことから「・・・」と記載するべきである。回答がなかったという事実が記載されていない。この本件報告会メモの作成者に「・・・」を記載しなかった責任を問いたい。なぜ、平成27年7月12日に本件コミュニティ部の新規加入の審議が必要だったのか。それでは、本件連合自治会の平成27年7月12日までの討議や議決はどのように位置づけられるのか。無効なのか? (他の理由も多数ある。)

ウ 本件コミュニティ部に加入資格がないとする理由その③

公文書公開請求により、本件コミュニティ部の加入に関する資料を請求したが、三田市は所持していないと回答してきた。

このことは、本件連合会から資料を添えて新規加入の報告を受けていないという事実を示している。正式に報告を受けているならば、報告文書は、公文書である。実際は、本件連合会の運営役員会に三田市の職員が出席しているため、この文書は所持しているが、それは連合の事務局員として所持しているものであり、公文書として扱えないものである。さらに、その後の手続を調べると、結果として、三田市は、本件コミュニティ部の新規加入を行政として承認したことはないという事実を示している。また、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）の規定に基づくオンブズパーソンへの意見等の申立てに対する三田市の回答では「特段の事情がなければ、三田市は、自治会の加入案件には関与しない。」としている。

エ 本件コミュニティ部に加入資格がないとする理由その④

本件連合会会長に、直接、本件コミュニティ部の加入に関する資料を請求したが、見せられないとのことである。

例えば、総会議案書等は、構成員全員に配布するもので秘密にするべき内容があるはずがない。本件コミュニティ部の役員が「総会は開催していない。」と明言している経過から判断すると、存在しないものであり、当然見せられるはずがないので、この回答は自明のことである。本件コミュニティ部の自治会組織結成届に添付されている諸々の関係書類を見て、承認基準の確認をしたと記載している平成27年9月9日の本件連合会の運営役員会の会議記録が虚偽記載である。

加入の条件とされている承認基準(1)から(6)までを満たしているという部分に大きな問題がある。確かに、記載されている文書は作成されているようであるが、地域住民の承認を得たという部分にその事実がないことが問題である。本件連合自治会会長に文書一式の閲覧を申出したが、「見せられない。」という回答であった。新規加入の承認が不当な措置であることは、本件連合自治会会長も認識しているようで「裁判のときに見せる。」というような発言があった。よって、この監査の場で証拠としての提示はできない。しかし、証拠となる文書を求めるまでもなく、平成26年7月から平成27年6月まで、地域住民の承認を得たと称するために必要な構成団体の組織の総会を開催してその承認を確認する場をもっていないことは事実であることから、この監査を請求する。

(3) 監査請求の要旨（再掲）

本件コミュニティ部は、本件連合自治会会則、本件連合会会則により規定されている新規加入の承認基準(1)から(6)までの重要な基準を満たしていないため、新規加入を承認できない状態であるにもかかわらず、承認基準を満たしたとして加入承認し、平成27年10月30日に本件コミュニティ部に対して、本件連合会に加入していることが条件とされている本件委託料86,420円を支払されたことは不当な支出である。

2 請求する措置

平成27年10月30日に本件コミュニティ部に対して支払された本件委託料86,420円について、三田市長は返戻措置をとる必要がある。

### 第3 請求の受理

平成28年1月4日付で收受した「三田市職員措置請求書（住民監査請求書）」（以下「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和

22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものとして、同月14日付でこれを受理しました。

また、自治法第242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

- ・ 資料① 平成27年度第4回 [REDACTED] 連合自治会定例理事会議事録  
(平成27年7月12日開催)
- ・ 資料②-1 平成27年8月2日新コミセン建物報告会メモ
- ・ 資料②-2 平成27年8月2日新コミセン建物報告会メモに対する反論
- ・ 資料③-1 [REDACTED] 連合会への新規加入自治会について (通知)  
(平成27年9月29日付)
- ・ 資料③-2 公文書非公開決定通知書 (平成27年11月5日付三コ第222号の2)
- ・ 資料④ [REDACTED] 連合会会長宛文書 (平成27年11月24日付)
- ・ 資料④追伸 追伸
- ・ 資料④別紙 行政事務委託料に関する文書の別紙記載内容

#### 第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

##### 1 監査の対象部署

まちづくり部コミュニティ課

##### 2 監査の期間

平成28年1月14日から平成28年3月2日まで

##### 3 監査の実施方法

###### (1) 請求人からの陳述の聴取等

自治法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成28年1月29日に実施しましたところ、請求人が出席され、陳述されました。

また、「H28年1月4日三田市職員措置請求における補完資料その①」(以下「本件補完資料①」という。)が平成28年1月27日に、「H28年1月4日三田市職員措置請求における補完資料その②」(以下「本件補完資料②」という。)が同月29日に提出されました。

###### (2) 関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成28年1月29日に実施しましたところ、まちづくり部長、同部市民協働局コミ

コミュニティ課長及び同課係長が出席され、陳述されました。

また、請求人からの主張に対する関係職員からの説明等を記載した書面（以下「本件説明書」という。）が平成28年1月21日に提出されました。

#### 4 監査対象

請求人からの本件措置請求書、本件補完資料①及び本件補完資料②（以下、これらを総称して「本件措置請求書等」という。）並びに請求人からの陳述の内容から本件監査請求は、平成27年10月30日に本件コミュニティ部に対して本件委託料86,420円を支払されたことについて、本件委託料の支払を受けるには本件連合会に加入していることが条件とされているところ、本件コミュニティ部は、本件連合自治会会則、本件連合会会則により規定されている加入の承認基準(1)から(6)までの重要な基準を満たしていないものであり、本件連合会への加入承認ができないものであるにもかかわらず、加入承認がなされ、本件委託料の代金受領の委任を受けて、この支払を受けていることから、この支払が不当な公金の支出に当たるとして、三田市長が本件コミュニティ部に対してこの返戻措置を講じるよう求めるものであると解し、これを監査対象としました。

### 第5 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

#### 1 監査対象に係る事実

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書等及び陳述の内容、関係職員からの本件説明書及び陳述の内容並びにこれらに係る法令の規定等に基づき、次のとおり確認しました。

##### (1) 本件委託に係る事務手続

平成27年度の本件委託に係る事務手続は、下記のとおりなされてきました。

<事務手続>

・ 実施伺	平成27年 2月26日決裁済
・ 支出負担行為書（契約締結伺）	平成27年 4月 1日決裁済
・ 委託契約書	平成27年 4月 1日付
・ 変更実施伺	平成27年10月13日決裁済
・ 変更支出負担行為書（契約変更伺）	平成27年10月14日決裁済
・ 請求書	平成27年10月15日付
・ 委任状（代金受領の委任に係るもの）	平成27年10月15日付
・ 支出命令書	平成27年10月19日決裁済

・ 本件委託料支払

平成27年10月30日支払済

(2) 本件委託業務の概要

平成27年度の本件委託は、地域コミュニティの健全な発展を推進し、もって、市民福祉の増進に資することを目的として、下記の業務を委託するものとなっていました。

<業務内容>

- ・ 市が発行する各種文書等の配付又は回覧に関すること。
- ・ 街路灯の管理協力に関すること。
- ・ 地域の緑化、美化及び衛生に関すること。
- ・ 地域防災計画に基づく災害等の通報等に関すること。
- ・ 市が主催する各種大会等への参加啓発及び要請に関すること。
- ・ 各種調査員、委員等の推薦に関すること。
- ・ その他公共の福祉を増進する事務に関すること。

(3) 本件委託契約の相手方

平成27年度の本件委託契約は、本件連合会と締結されており、下記の理由により単独随意契約となっていました。

<単独随意契約理由>

本件連合会に本件委託をすることにより、三田市が発信する情報を地域へ迅速に周知することができる等、行政事務の効率化を図ることができる。

さらに、住民自治組織は、地域まちづくりの核となる組織であるため、本件委託をすることにより、地域の主体的なまちづくり意識を醸成し、地域コミュニティの推進を図ることができる。

(4) 本件委託料の代金受領の委任

本件委託料の支払については、平成27年度の本件委託契約書第4条において、平成27年10月末までに本件連合会が代金受領の委任として指定する口座に支払することと規定されていました。

また、この代金受領の委任については、関係職員から「自治法第232条の5において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないと規定されているところ、債権者のためでなければの意味は、支払の効果が最終的に債権者に及ぶ支出であればよいと解されている。本件委託については、その趣旨から契約は本件連合会と締結することが適当であると判断しているものの、実質的な業務は各自治会が実施されていることや本件委託料を各自治会に直接振込することで迅速な事務処理を進めることができることを勘案して、代金受領の委任の方法をとることが適当であると判断している。」との旨の説明を受けました。

さらに、関係職員から「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認され

たことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」「自治会は自主的で任意の自治的団体であり、三田市がその主体的活動に対して関与することは理にかなわない。よって、本件連合会への加入承認についても、本件連合会の所定の手続を経て加入承認されるべきものであり、三田市はこの加入承認に関与していない。」「代金受領の委任先についても本件連合会への加入承認と同様に、本件連合会が選定することであり、そのことに対して三田市が関与する余地はない。」との旨の説明を受けました。

なお、本件連合会からの平成27年9月29日付の文書を確認したところ、加入年月日を同月9日として本件コミュニティ部の加入承認がなされた旨が記載されており、また、同年10月15日付の代金受領の委任に係る委任状を確認したところ、本件コミュニティ部に対して代金受領の委任がなされた旨が記載されていました。

(5) 本件委託業務の履行

本件委託契約書第5条において、本件委託の契約期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっていました。

本件委託契約書第6条において、本件連合会は、契約期間終了後、完了報告書を本件連合会の総会議案書とあわせて、速やかに三田市に提出することと規定されているところ、現時点においては、この契約期間終了前であることから完了報告書は提出されていませんでしたが、本件マンションにおける本件委託業務については、関係職員から「本件コミュニティ部が本件マンション全体に対して適切に履行されているところである。」との旨の説明を受けました。

(6) 本件監査請求に類似する事案に係る住民訴訟判決

本件監査請求と同様に行政事務委託料の支払を対象とする住民訴訟判決（平成23年（行ウ）第81号 損害賠償請求事件 平成27年4月16日 神戸地方裁判所判決及びこの控訴審判決である平成27年（行コ）第91号 損害賠償請求控訴事件 平成27年11月26日 大阪高等裁判所判決。以下「本件類似事案判決」という。）においては、下記のとおり判示されています。

- ・ 本件委託契約は、各自治会が行政事務の再委託を受けて、これを行うことを前提とする契約であり、本件新自治会と本件自治会とは法的同一性を有しないことが訴訟上決着しており、同契約に基づいて、XXXXXXXXXX高層住宅における行政事務の再委託を受け、これを行ったのは本件新自治会であったのである。そうすると、本件委託料支払は、三田市が有効な本件委託契約に基づいて現に委託事務を行った自治会に対し、当該委託事務に係る

委託料を支払ったものにすぎないから、その支出により、三田市の権利・利益が侵害され、三田市に損害ないし損失が生じたものとは認められず、また、本件新自治会には本件委託料を受領したことについてする法律上の原因があるから、三田市との関係で、不法行為又は不当利得が成立することはない。

- ・ 仮に原告が主張するように、三田市が、本件新自治会 ～中略～ の欺罔行為によって、本件新自治会と本件自治会とは法的同一性を有すると誤信して ～中略～ 本件住宅における全ての行政事務を本件新自治会が行うことを前提に本件委託契約を締結し、本件新自治会に本件委託料支払をしたとしても、かかる誤信がなければ、三田市は、本件自治会に同一金額の委託料を支払うことになったにすぎないと考えられるから、当該欺罔行為による損害は、本件自治会に生じることがあっても、三田市に生じるものではない。すなわち、三田市は、本件住宅における行政事務の全てを委託し、その委託事務が行われた以上、委託料の支払を免れる権利・利益を有するものではなく、本件新自治会 ～中略～ の三田市に対する不法行為は成立しない。

## 2 判 断

自治法第242条に規定する住民監査請求の制度の1つの目的は、「地方財務行政の適正な運営を確保すること」（昭和51年（行ツ）第120号 愛知県に代位して行う損害賠償 昭和53年3月30日 最高裁判所第一小法廷判決 民集第32巻2号485頁）、すなわち、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保すること」とされています（昭和57年（行ツ）第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷判決 民集第41巻1号122頁）。したがって、住民監査請求は、行政全般の違法・不当を防止・是正するための制度ではなく、「普通地方公共団体の事務の管理、出納その他の事務の一般的状況を明らかにすること」を目的とするのは、事務監査請求（自治法第75条）とされています（昭和35年（オ）第992号 県有財産不当処分禁止請求 昭和38年3月12日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第17巻2号318頁）。

また、住民監査請求の制度のもう1つの目的は、違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、「地方公共団体が被った損害の回復又は被るおそれのある損害の予防」とされています（昭和52年（行ツ）第128号 住民訴訟 昭和57年7月13日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第36巻6号970頁）。

したがって、住民監査請求の対象は、前者の目的から、財務的処理を直接の

目的とする財務的事項（財務会計上の行為）に限定されているとともに、後者の目的から、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくは、そのおそれ（可能性）があるものに限定されています。

すなわち、住民監査請求の対象となるためには、財務的処理を直接の目的とし、その行為又は事実の直接的かつ本来的な効果として地方自治体に財産的損害を与える可能性があることが必要であるとされています。

また、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担を対象とする住民監査請求については、自治法第242条第1項において、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。」とされており、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、その行為がなされるおそれがある場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測させる程度に具体性を備えている場合をいうものとされています。

これらを踏まえて、下記のとおり判断しました。

#### (1) 本件委託料の代金受領の委任についての判断

請求人からは、本件委託料の支払を受けるには本件連合会に加入していることが条件とされているところ、本件コミュニティ部は、本件連合自治会会則、本件連合会会則により規定されている加入の承認基準(1)から(6)までの重要な基準を満たしていないものであり、本件連合会への加入承認ができないものであるにもかかわらず、加入承認がなされ、本件委託料の代金受領の委任を受けて、この支払を受けていることから、この支払が不当な公金の支出に当たるとの主張がなされています。

しかし、本件連合会からは平成27年10月15日付で本件コミュニティ部に対する本件委託料の代理受領の委任に係る委任状が提出されているところ、債権者から委任を受けた者に対する支払については、自治法第232条の5第1項において、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。」と規定されていますが、これについては、以前は債権者以外の者に対して支出することができないとされていたため（昭和38年改正前の地方自治法施行令第149条）、従来から債権者の委任を受けた者に対する支払の可否が問題とされてきましたが、昭和38年の改正により、支払の効果が債権者に及ぶようにとの意味で「債権者に対して」よりも、「債権者のために」という広い表現が用いられており、これにより、債権者から正規に代金受領の委任を受けた者も包含されたものとなっています。

また、関係職員から「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認された

ことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」「自治会は自主的で任意の自治的団体であり、市がその主体的活動に対して関与することは理にかなわない。よって、本件連合会への加入承認についても、本件連合会の所定の手続を経て加入承認されるべきものであり、市はこの加入承認に関与していない。」「代金受領の委任先についても本件連合会への加入承認と同様に、本件連合会が選定することであり、そのことに対して市が関与する余地はない。」との旨の説明を受けました。

これらのことからすると、本件連合会への加入承認の手続をいかに行うかは、本件連合会の内部規律に属する事項として、この適否は住民自治を尊重する観点から第一義的には本件連合会の自主的な判断に委ねるべきものであり、三田市としては、原則として、本件連合会への加入承認の手続の適否の詳細まで確認しなければならない義務はなく、本件委託契約に基づき本件連合会が代金受領の委任先として指定する口座に支払すれば足りるものであると解されることから、本件連合会からの本件コミュニティ部に対する本件委託料の代金受領の委任については、不合理な点はないものであると判断しました。

## (2) 本件委託業務の履行についての判断

本件コミュニティ部に対する本件委託料の支払については本件委託契約に基づき平成27年10月30日に支払されているものの、本件委託業務については平成28年3月31日までが契約期間となっていることから現時点においては完了していないものであるとともに、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担を対象とする住民監査請求については自治法第242条第1項において「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。」とされていることから、本件コミュニティ部が本件マンション全体に対して本件委託業務を契約期間終了まで適切に履行されないことが相当の確実さをもって予測される場合には、不当な支出となるものであるところ、本件マンションにおける本件委託業務については、関係職員から「本件コミュニティ部が本件マンション全体に対して適切に履行されているところである。」との旨の説明を受けました。

さらに、本件類似事案判決においては、「本件委託料支払は、三田市が有効な本件委託契約に基づいて現に委託事務を行った自治会に対し、当該委託事務に係る委託料を支払ったものにすぎないから、その支出により、三田市の権利・利益が侵害され、三田市に損害ないし損失が生じたものとは認められず、また、本件新自治会には本件委託料を受領したことについてする法律上の原因があるから、三田市との関係で、不法行為又は不当利得が成立する

ことはない。」、**「三田市は、本件住宅における行政事務の全てを委託し、その委託事務が行われた以上、委託料の支払を免れる権利・利益を有するものではなく、本件新自治会 ～中略～ の三田市に対する不法行為は成立しない。」**との判示がなされています。

これらのことからすると、本件マンションにおける本件委託業務については、契約期間終了まで適切に履行されないことが相当の確実さをもって予測されるものではないものであるとともに、この限りにおいて、本件コミュニティ部に対する本件委託料の支払については、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくはそのおそれ（可能性）があるものではないと判断しました。

### 3 結 論

本件連合会からの本件コミュニティ部に対する本件委託料の代金受領の委任については不合理な点はないものであるとともに、本件コミュニティ部に対する本件委託料の支払については三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくはそのおそれ（可能性）があるものではないことから、この支払が自治法第242条第1項に規定する不当な支出となるものではないと判断しました。

よって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めることができませんでした。